

今後の樹木採取権設定に関する方針について

基本形の樹木採取区についての取組

基本形の樹木採取区を 全国10か所で指定

(区域面積200～300ha (皆伐相当)
権利期間10年程度)

10か所の樹木採取区のうち8か所で権利設定(令和4年10月現在)。

2か所※については、製材工場の新・増設等、直近に地域で身体的な需要の増加がみられたことが申請のなかった大きな要因(①)。

10か所の樹木採取区の指定に当たっては、年次統計の推移から素材生産量が増加傾向にある地域を選定

※再公募でも申請がなかったことから指定を解除する方向。

樹木採取権者からの主な意見

- 新規雇用や重機購入により作業班を増やす予定
 - 樹木採取権の設定を契機に造林事業にも取り組む予定
 - 安定的な事業地確保ができてきているのが大きな利点で、連携する川中事業者も安定的な原料調達が見込めるとの反応
- ⇒ 事業者の育成はもとより国産材のサプライチェーンの強化にも寄与(①)

事業者アンケート

- 説明会に参加した事業者からは、期間が「ちようどいい」との回答が6割、「長い」との回答が4割(最初の公募で申請のなかった4地域では「長い」との回答が6割)(③)
- 申請を見合わせた理由として「事業の実施体制を組むことが困難」が6割弱(③)

大規模・長期間の樹木採取区についての取組

大規模・長期間の樹木採取区の指定を検討するため、3回のマーケティングを実施

3回目のマーケティングで継続案件とする提案があった。

- 3回のマーケティングでは、
- 担当者のアイディアベースの構想から事業地を取得済みの構想まで多様な検討段階のものがあった(②)
 - 大規模な構想を持つ川中事業者と地域の川上事業者との連携が難航し構想の具体化まで至らなかったものがあった。(③)

＜継続案件＞ 新しい木質資材を製造する ための大型工場を新設する 構想

提案者：住宅関連業者
進捗：技術試験中。事業地を取得済。2025年後半から稼働開始予定
権利期間：20年程度(加工機械の耐用年数を考慮)
原木消費：30万m³/年程度

方針のポイント

基本形

① 基本形の樹木採取区の指定手続に マーケティングを導入

資源状況等を踏まえ、樹木採取区が指定可能な森林計画区をあらかじめ公表。その上で、指定に当たって、計画区ごとの計画編成時期にあわせて定期的にマーケティングを実施し、製材工場の新・増設等の需要を確認。

大規模・長期間

② マーケットサウンディングの 確認項目を事前に公表

大規模・長期間に係るマーケットサウンディングについては、常時提案を受け付け、ニーズを把握。大規模な構想は、具体化に向けた検討や準備に一定期間を要することから、確認する項目を事前に公表し、進捗状況に応じた円滑な提案を促進。

大規模・長期間

③ 樹木採取区の複数・同時指定方式等 を導入

大規模需要への対応として、隣接する森林計画区等を含め、地域の川上事業者が対応可能な規模の樹木採取区を複数、同時に指定することで、川上事業者と川中事業者との連携を容易に。

一方、事業者アンケートによると、地域によっては、短い期間のものが適当との声が大きかったことから、①で得られた情報も踏まえつつ、より権利期間の短い樹木採取区を指定すること等についても検討。

樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区の公表等について

林野庁は、国有林における樹木採取権制度について、令和4年12月に策定した「今後の樹木採取権設定に関する方針」に基づき、樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区の公表等を行います。

1. 背景

樹木採取権制度は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を目的に、国有林野に指定した樹木採取区において、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者に設定することができる制度です。

林野庁は、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、令和4年12月に「今後の樹木採取権設定に関する方針」を策定しました。

今後より効果的に制度を運用していくため、本方針において、樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区の公表、大規模・長期間に係るマーケットサウンディングの常時提案受付等を行うこととしています。

2. 方針に基づく取組

(1) 樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区の公表

国有林の資源状況等を踏まえ、樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区を添付資料「樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区」のとおり公表します。森林計画区ごとの計画編成時期に合わせ、各森林管理局がマーケットサウンディングを実施します。

(2) 大規模・長期間に係るマーケットサウンディングの常時提案受付

大規模・長期間に係るマーケットサウンディングについては、本日より常時提案を受け付けます。新たな木材需要創出の内容、事業の実施体制等について構想提供書をご提出いただける場合は、以下の当省Webサイト「大規模・長期間に係る新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）常時提案受付について」をご覧ください、以下の提出先までご連絡願います。

（担当及び構想提供書の提出先）

担当：林野庁国有林野部業務課連携事業推進班

E-mail：NF_jyumokusaishuken@maff.go.jp

電話：代表03 - 3502 - 8111（内線：6314）

受付時間9時30分～18時15分（12時～13時を除く、土・日・祝祭日休み）

※原則メールにてご提出ください。

大規模・長期間に係る新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）常時提案受付について

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html

<添付資料>

樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区(PDF : 104KB)

【お問合せ先】

林野庁国有林野部業務課
担当者：三浦、中村、増井
代表：03-3502-8111（内線6314）
ダイヤルイン：03-6744-0482

樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区

() : 権利設定済

森林管理局	対象計画区数 (権利設定済)	マーケットサウンディング実施年						
		R5	R6	R7	R8	R9		
北海道	11 (1)	2 日高、渡島檜山	2 網走東部、胆振東部	1 (1) (釧路根室)	3 石狩空知、上川北部、後志胆振	3 上川南部、網走西部、十勝		
東北	10 (2)	3 (2) 最上村山、(三八上北)、(雄物川)	2 東青、宮城南部	1 津軽	1 米代川	3 下北、馬淵川上流、宮城北部		
関東	8 (1)	3 阿武隈川、西毛、下越	2 那珂川、利根上流		1 吾妻	2 (1) 鬼怒川、(八溝多賀)		
中部	2 (1)	1 宮・庄川				1 (1) (千曲川上流)		
近中	4 (1)	1 江の川上流	1 (1) (高梁川下流)	1 瀬戸内		1 旭川		
四国	4 (1)			2 (1) 南予、(四万十川)	1 安芸	1 嶺北仁淀		
九州	4 (1)	1 北薩	1 始良		2 (1) 大隅、(球磨川)			
合計	43 (8)	11 (2)	8 (1)	5 (2)	8 (1)	11 (2)		

注1. () は既に樹木採取権を設定している森林計画区又はその数 (内数)。当該森林計画区ではマーケットサウンディングは実施しない。

2. 本表は樹木採取区の指定や資源の成熟等の状況を踏まえて更新する。

参考：上記森林計画区の主な選定基準

- ①当該森林計画区における現行の伐採計画の合計面積が、樹木採取区を指定することで、上限伐採面積 (伐期齢等を踏まえて算定) を超えないこと
- ②十分な人工林資源が存在すること (林道からの距離、林齢、地位級等に関して一定の条件を満たす人工林資源 (蓄積) について、現行の伐採計画に追加して基本形の樹木採取区を指定するだけの余力があること)

※森林計画区の伐採計画や人工林資源は、令和4年4月時点のもの